

公益通報申出書

※この申出書は、市民の方等が大阪市職員等の職務の執行に関する事実であって違法又は不適正なものを通報する様式です。

※市政に対する意見・要望・苦情、職務外の行為、通報者の私的利益に係るもの、特定の職員の懲戒請求などは通報の対象になりません。

		申出日	年	月	日
1 通報者(あなた)に関すること ※1					
(1)	立場	大阪市職員 ・ 大阪市民 ・ その他() (いずれかに○を記載)			
(2)	フリガナ				
	氏名				
(3)	住所	〒 —			
(4)	審議結果通知の希望 ※2	希望する ・ 希望しない (いずれかに○を記載)			
(5)	氏名明示等の同意 ※3	調査その他の措置をとる上で、調査協力者（大阪市の担当者を含む。）に			
		ア 通報者氏名を明示することに	同意する ・ 同意しない (いずれかに○を記載)		
		イ 通報者が類推されることに	同意する ・ 同意しない (いずれかに○を記載)		

※1 太枠内(1)～(5)の各項目の記載は任意です。※2、※3の注意事項等を必ずご確認ください。

※2 「希望する」に○を記載された場合は、大阪市公正職務審査委員会の審議の結果を、記載していただいた氏名・住所宛てに郵送しますので、「(2)氏名」及び「(3)住所」を必ず記載してください。
いずれにも○がない場合は、「希望しない」として取り扱います。

※3 「同意しない」に○を記載された場合は、通報内容によっては十分な調査等を行うことができないことがあります。
いずれにも○がない場合は、「同意しない」として取り扱います。

【通報者保護について】

大阪市の公益通報制度につきましては「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（以下「条例」といいます。）に基づき運用しており、条例第17条では、通報者等の同意がない限り、公益通報者等の氏名その他の公益通報者等を識別することができる情報を公開してはならない旨が規定されており、通報者保護が図られております。

また、条例第14条では、通報者が通報したことや調査に協力した者が不利益な取扱いをされた場合の不利益回復措置について規定しており、不利益な取扱いを受けたとの申し出があった場合には、条例第13条に基づき、大阪市公正職務審査委員会が本市の機関（該当所属）に対し、そのような事実があったか調査を行わせ、事実があった場合には、不利益回復のために必要な措置を本市の機関（該当所属）がとらなければならないと規定しており、通報者保護が図られております。

公益通報の内容を裏面に記載してください。

本市記載欄(記載不要)			
受付年月日		整理番号	

